**議会運営委員会記録**

令和6年5月24日（金）

開議　 08 時 59 分

閉議　 09 時 32 分

第4委員会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、

~~芦谷委員~~（代理：小川議員）

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

議　題

 1　メールで提出された陳情の取扱いについて　　　　　　　　　　　　　　　資料1

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　08 時 59 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。なお、芦谷委員が欠席なので代理として小川議員が出席している。

それではレジュメに沿って進めていく。

1　メールで提出された陳情の取扱いについて

○柳楽委員長

このことについては事前に会派の意見をまとめて報告してもらっており、会派からの意見を集約した資料を事前に確認してもらった。

では、各会派から協議結果について補足も含めて報告をお願いする。

○村木委員

山水海としては、このたびの件で案が示されたうちの3案においては対面提出を含め、全ての陳情を審査せず全議員で共有するといったところだった。そもそもこの処理自体、当会派は2年前から第3案と同様な対応を提案してきており、このたびこの3案が出たこともあってこの案を選択したい。

○大谷委員

会派で約2時間協議した。協議結果については示しているとおりだが、提出方法が郵送と同等であると解釈できるかと思うので、したがって郵送と同等の取扱いをしてみてはどうかと思う。対面と同等の扱いをする、あるいはそれ以外の方法といったときには、対応方法について細かく協議した上でやらないと、想定外の事柄が出てくるとそれに対応するために時間を取ることになるので、他市の状況を踏まえながらメールでの受付になる場合は慎重な対応が必要だと思う。当面は郵送と同等でよかろうという結論に至った。

それとは別に、陳情書の形態についてはいろいろな書面が出てきているが、願意や理由等が整理できておらず、中には理由の中に私情が混在している状況で、願意がなかなか切り分けられない陳情書もあった。まずは陳情書が審査しやすい書式にすることが先ではないかということを付け加えておく。

○肥後委員

広い意味で陳情を受け付けるためにはいろいろな手段があってしかるべきかと思う。受付に当たってはやはり本人確認が重要だと思うので、顔写真入りの運転免許証やマイナンバーカード等の提示を併せて求めるべきである。顔写真の付いていない健康保険証や学生証などは、本人確認として公共料金等の確実な郵送物と2通以上同時の提出を求めるとすれば、本人確認はできて紙での陳情受付と同等になるのではないかという結論に至った。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、オンラインでの提出を認めたとしても現時点では直接提出されたものとは少し違う扱いのほうが良いという考え方である。ただ、ますます今後オンラインでの取扱いが進んでいくと考えるので、それも含めて市民側、議会側双方のメリット・デメリットもしっかり出した上で、慎重に検討していく必要があると話した。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

各会派から意見をいただいた。他会派の意見について質問等があればお願いする。

○三浦委員

今、浜田市議会は、基本的には広く声を聞くスタンスを取っているかと思う。したがって、我々は広く受けてそれを個々の議員がどう判断して、しかるべきところでどう扱うか判断していこうということで、間口は広く取るべきではないかとは思っている。ということは、本人確認をするよりもどういう声がここに届けられているかのほうが重要だと我々は思っている。現在は、直接持ってこられたものは受け付ける、郵送は配付のみにするという基本的な整理ができてない状況を基準に物事を考えていくのは、色々ちぐはぐになると思う。そこは議会のスタンスを前提にして考えていくべきだと思っている。

今回第3案が上がってきたので第3案を改めて我々は提案しているが、前は配付をすると議員が見なくなるのではないか、審査をするならしっかり読み込むがという意見もあったと思う。しかし基本的に議会に届けられたものを見ないというスタンスに立って物事を考えていくというのは、議員や議会の資質に関わる話だと思う。出されたものはきちんと見ることを前提に物事は考えていくべきだと思う。

メールでの受付のメリット・デメリットと公明クラブも書かれているが、メールで出されることのデメリットは実際何があるか、郵送を受け付けないメリット・デメリットは何か、そういうところを各会派がどう思われているのか伺いたい。

○柳楽委員長

うちの会派がメリット・デメリットという言葉を出させてもらったが、そもそもどういうものがあるかということ自体よく分からない。今、メリット・デメリットについて何か思い当たることを言っていただける方はいるか。

○肥後委員

郵送にしてもメールにしてもデメリットはないと思う。ただ、やはり皆がどうしても心配されるところは、例えば、なりすましで出されたものを受け付けてしまい、その後目に見えにくい部分でトラブルがあったときにどうするかといった疑心暗鬼になっている部分が多いのではないかと思う。そういった点でマイナンバーカードなどを活用すれば、そこはクリアできると個人的には思う。

○大谷委員

そもそも公的な機関が、公的な対応を取るときには本人確認はあるべきだと思う。とりわけ現在、なりすまし、あるいはＡＩ技術を使いながら加工されてきたものが出てくる可能性は多分に増えてきている。そうした意味合いからして受け付け時には何らかの確認は必要だろうと思う。

対面受け付けの場合は、その時点で不備があれば指摘も修正もできるし、その後の対応についての了解を得ておくことが可能ではあるが、郵送にしろメールにしろ、出されたものに不備があった際にどう対応するかといったことについてまだ整理ができていない。その段階で議論を出すことはなかなか難しい。したがって現時点では、いただいたら全議員で共有はさせていただくということで、広く意見は聞くスタンスでよろしいと考えている。

○三浦委員

メールないし郵送で受け付けたものに不備がなかった場合には、郵送だからメールだからという手段をもって今は受け付けないとなってしまう。不備があったときに指摘などのやり取りが直接できないというのは大谷委員の言われるとおりだと思うが、出されたものに不備がなくそのまま受け付けられる状態だったとき、直接持ってこられた陳情と別扱いになるということに関しては、どのように考えるか。確かに今後手段をどうするかといったときに先ほど指摘されたような、不備があったときにどういうやり取りをするのか、そのやり取りが直接できないとなると時間が掛かるので、受付のタイミングをどうするか。そういう議論は多分必要にはなってくると思うが、受け付けないことをスタンスに物事を考えていくと、そこで郵送やメールを除外することになるので、とにかく手段は広げようというスタンスをまず確認して、しかしそれには色々な課題を解決していかなければいけないため議論していこうというスタンスなのか。それによって今後の議論の進め方が全然違ってくると思う。

○大谷委員

郵送の場合でも不備があったから受け付けないのではなく、現時点では郵送の場合配付という扱いなので、不備があってもなくても配付という形で議員間での共有はできているため、とりわけ問題はないかと思う。

○三浦委員

直接持ってこられた陳情は審査の上、採決することになっている。しかし郵送で受けた不備のない陳情が、そのテーブルに上がらないというのは何が違うのか。手段が違うだけであって、同じようなフォーマットで同じように正式に議会に届けられたものが、郵送だとなぜ不備がなくてもだめなのか、そしてメールがなぜそれと同等の扱いをされていくのか。幅広く声を受ける手段の可能性がこれだけ広がっている中で、それを排除するのは少し考え方が違うのではないか。こうして第3案が上がってきたから言うのだが、それであれば直接持ってこられようがメールだろうが郵送だろうが一旦全部受けて、これを委員会で扱うべきだとなれば、それを各委員が判断し、委員会が判断し声を拾っていけば、より多くの声を議会の場で議論できる。特に広聴機能をどうやって充実させていくかという大きな方向性の中では、そちらのほうが理にかなっていると考えるが、その点はどうか。

○大谷委員

今の意見でいくと郵送を今後どう扱うかということも論議していかなければいけない。ただ、その論議は今日結論が出るような論議ではないと思う。郵送についてもどう扱うかは協議してルールを作っていかなければいけない話で、そのためには数回の論議ではなかなかまとまらないので、当面は郵送とメールを同等の取扱いにして、その先については時間を掛けて、他市町の状況も踏まえながら、より適切な方法を模索していけば良いのではないかという意味なので、はなから受け付けないというスタンスではない。

○柳楽委員長

そのほかに今出ている議論に関連した意見はあるか。

○三浦委員

柳楽委員長からはメリット・デメリットはないのか。

○柳楽委員長

先ほどから出ている本人確認の部分をやる必要があるのかどうかも、しっかり考えていかないといけない。とにかく出されたものについては中身がどういうものであっても受け付けるということになるならば、本人確認を厳格にするのではなく受け付けて、議員には配付するが公表はしないといったやり方が必要かというような話を会派でもしている。受け付けることに関しては、今の社会の流れとして必要なことだとは思うが、受け付けたものをどう扱うかというところでのメリット・デメリットは出てくると思う。そういうことも含めて、あまり急ぎ過ぎて結論を出すよりも、しっかりと今のような意見を出してもらった上でやっていくほうが、後に問題が起こらないと思う。

○村木委員

本人確認の必要性はどうなのか。現在は本人確認なくして事が進んでいるのは事実であるし、ほかの広聴機能であるぎかいポストや、地域井戸端会も名前を書くことなく意見を聞く形である。それと陳情が同等かと言われると、そう変わらないのではないかと思っている。いま一度先ほどの話だが、本人確認の必要性をどこまで追求する必要があるのか。第3案については、そこまで求めてないので、先ほど三浦委員からもあったとおり、広く間口を広げて何らかの形で委員会や個人で対応していく形である。配付というよりは共有していくようにしたほうが良い。個人の特定はそこまで必要なものだろうか。

○柳楽委員長

本人がすごく必要かどうかは、その後の取扱い方によって変わってくるのだと思う。本人確認はしっかりして、公表も含めてきちんと取扱うという考え方もあるかもしれないし、本人確認をするために出される側にやってもらわないといけない手間も増えるし、こちらの手間も出てくるかと思う。そういうことも含めてしっかり話をする必要がある。

○三浦委員

今回の三つの案でいくと第3案をもう1回提案させてもらっているが、本人確認の話はどの案になろうが、いずれにせよ議論しなければいけない話なので、それはそれで今後整理していくべきだと思う。ただ、何を前提に議論していくかは整理しておかないと、前もこうだったが、第3案のような配付というやり方がないなら今の流れの中でどうしていこうかという議論に我々はしていくと述べている。しかし今回またこれが出てきたことでそれを提案しているのであって、前提が変わってきているので、そこはこの場でもう1回、どこを基本スタンスに議論していくというのは、頭をそろえておいたほうが良い。

○柳楽委員長

それは今日のところでか。

○三浦委員

今日のところでできるのであれば。持ち帰っても前提が各会派で違っていたら、ずっと平行線のままだと思う。今日この中でできるかどうかは分からないが、陳情の採決を実施することが陳情の扱いとして本当にあるべきなのか。あるべきであるなら、例えば間口は広げてそれぞれをどう扱っていくか議論していかなければいけない。採決をする、議会のスタンスを示す、きちんと戻していくということを議会として明示するなら、入り口のところで提出手段によって排除するというのは反する考え方になっていくと思う。そのあたりの整理はぜひした上で、本人確認はどうするのかといった議論をしたほうが良いように思う。会派内で議論するにしても、難しいことが出てくる。

各会派の主張、なぜそう言われているのかは先ほどの質疑でよく分かったし、それはそうだと思うところももちろんある。互いのスタートラインが違うから、三つの案が出ている可能性もある。

○柳楽委員長

三浦委員からあったように、そもそも審査についてどういう考えなのかというところはあると思う。第3案だと、配付をしてそういう取扱いをすべきものは委員会なり会派なり個人なりが提案して行っていくという考え方だったと思う。全く何もしないということではなく、それが審査になるのか調査研究して良い方向へつなげていくというやり方になるのかというところがあると思う。そもそも審査をするべきかどうかという議論は、やはり必要か。

○三浦委員

全てを審査するべきなのか、議員がこれは委員会で取り上げるべきと判断をした上で審査を行っていくのか。第3案の場合は全て審査しない可能性もある。もちろん、出てきたものが全部やるべきだとなれば全部審査する可能性もあるが、第3案の場合は基本的には精査するというところが入ってくる。

○柳楽委員長

例えばメール提出を郵送と同じにして直接提出はこれまでどおりとなると、これまでどおりそこは審査を行うことになる。やり方によって審査の考え方も結構変わってくるとは思う。

○三浦委員

メールをどうするかというところに、まずは議論を持っていくのであれば、審査の仕方云々はまた別の議論になるのかもしれない。それはそれで考えていくならそうだが、考え方の整理は多少必要ではないかと個人的には思う。

○大谷委員

全国市議会議長会からの方針としてメール受付という話が出てきたので、浜田市としてどうするかという話になったように受け止めている。まずはメールの扱いをどうするかが論議の1点目だろうと思う。

それと、審査するしないについてだが、2年前の私が知る限りの流れからすれば、10項目の決まりを確認してきた。その過程の中で審査をすることを前提にしてやってきたかと思う。そしてそのルールは決まったばかりだと認識している。それがまだ1年も経過せずにどうするかという論議をするのは展開が早すぎるのではないか。受け付けるルールを決めて、さらにそれは議長団や正副委員長で協議され振り分けられている。そうなってまだ1年経過していないので、踏み込んだ論議はもう少し経緯を見た上で対応してよろしいのではないか。でないとこれまでの論議は何だったのかということにもなりかねない。

○柳楽委員長

今日は時間が厳しいので、今、三浦委員からあったように論点をしっかりと示すことは必要かと思うので、正副と事務局とでどういったことが必要かをまとめさせていただきたい。各会派には、こういった内容で進めるということでよろしいかと打診はしたい。そういう形でやらせていただいてよろしいか。

○川上委員

論点整理もお願いする。

○柳楽委員長

はい。ではそういう形でさせてほしい。それはまた示すので、とりあえず今日は本日の内容を会派で共有して、次回委員会で、また論点として示した内容について意見を伺っていきたい。よろしくお願いする。

そのほかに、このことについて何か委員からあるか。

（　「なし」という声あり　）

では、先般の議会改革推進特別委員会で委員から令和7年度の議員改選に向けた議員定数について、今後協議していく必要があるのではないかという意見があったと聞いている。このことを今後議論していく必要があるか、意見を聞きたい。今日初めて出した内容なので、この場で議論するか、それとも会派に持ち帰っていただき、議員定数の問題を議論すべきかどうかというところをまとめてもらうか。どちらがよろしいか。

（　「持ち帰り」という声あり　）

それでは会派に持ち帰ってもらうということでよろしいか。

議論が必要かということがあるし、そもそも定数の見直しが必要なのかという点もあると思う。協議するのであれば、当委員会でやるのか、それとも別の委員会でやるのか。そういうことを含めて会派で議論していただき、次回の委員会で協議結果を示してもらいたい。そういったことでよろしいか。

○牛尾議員

今の議員定数は常任委員会一つに7名が必要だということで、3掛ける7に議長を足して22名という考え方に基づいてやっている。議論するならそこからしてもらわないと、それを置いて議論されても困る。今の定数がなぜ22名に決まったという原点を踏まえて、各会派で議論していただくようお願いする。

○柳楽委員長

牛尾議員から今のような意見があった。これまでの経緯も含めて議論して報告をいただきたい。よろしくお願いする。報告について事務局から様式を用意して提出いただくのが良いか、それとも口頭で良いか。

（　「どちらでも良いがペーパーのほうが良い」という声あり　）

では一応様式は用意するので、それに回答をいただくようお願いしたい。期限はどうするか。

（　以下、期限を協議　）

では6月3日月曜日までに提出いただくようお願いしたい。ほかに委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では、次回の議会運営委員会の日程は6月10日月曜日午前10時からとなっている。最後にお願いだが、本日の内容について各会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　09 時 32 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子